

令和5年度

春日市立春日原小学校 P T A 臨時総会



期 日：令和6年3月5日（火）

時 間：10時～

場 所：ゆめホール

春日市立春日原小学校

— 事前に内容をお読みください。 —

組織改正について

1. 目的

効率的に 誰でも 参加できる 組織と活動を目指して
～できる人が できる時に できる事を 楽しく～

2. これまでの経緯および提案内容

- 1) PTA 組織や業務の効率化、時代に合わせた活動方法、児童数減少についての対応の必要性を踏まえ、これまでも委員会ごとの業務効率化などを数年間議論してきた。『ばるっこ祭り』は、飲食を伴わない『ばるっこデー』へと名称を変え、児童の健やかな成長の一役を担えるような、内容を重視したものを目指す。
- 2) 単なる業務削減ではなく、子どもたちのためになること、そして保護者自身が楽しめることを原点とし議論を行ってきた。
- 3) これまでの議論をまとめ、さらに踏み込んだ業務の効率化や組織改正。又、PTA 規約文言の統一。以上について、委員長会（2023 年 12 月 8 日および 2024 年 1 月 15 日）で議論を行った結果、次の内容が決定した。
- 4) この内容を元に 2024 年 3 月 5 日（火）に予定している臨時 PTA 総会で組織改正に関する規約改定案を上程したい。

【組織体制】

- ① 総会の議長は、保護者の中からたて、当日みんなからの承認を受けることとする。
- ② 第十一章 コミュニティ・スクール推進委員会は、学校の管轄となった為 PTA 規約より削除。

【役員選考】

- ① 本部役員を 2 年経験した者は、当人の子どもの数に関係なく、委員を辞退することができる。

【選考委員会】

- ① 選考委員会は、学校 1 名と第 18 条に規定する広報・保環給・安全委員の副会長 3 名の合計 4 名で構成する。

【会合】

- ① 総会の議決は、必要に応じて書面にておこなう。
- ② 委員長会は、年間回数は関係なく、必要に応じて会長がこれを開催する。

【専門委員会】

- ① 広報委員会の Web ベルマークポイント管理の廃止。
- ② 安全委員会の通学路・校区内の危険個所の調査・点検、および遊び場の指導や周知活動の企画運営などの追加。

【PTA 活動費】

- ① 本部役員 5000 円、委員長 2000 円、ばるっこリーダー1500 円、これに該当しない委員 1000 円。
- ② PTA 活動費の受け取りは、辞退することができる。

現行	改定案
<p>第六章 役員及び顧問</p> <p>第7条 この会に次の<u>役員</u>をおく。</p> <p>第8条 <u>役員</u>の任務は次の通りとする。</p> <p>第9条 <u>役員</u>は、会員の中から次の通り総会において決定する。</p>	<p>第六章 本部役員・委員及び顧問</p> <p>第7条 この会に次の<u>本部役員</u>をおく。</p> <p>第8条 <u>本部役員</u>の任務は次の通りとする。</p> <p>第9条 <u>本部役員</u>は、会員の中から次の通り総会において決定する。</p>
<p>第10条 <u>役員</u>の選出および任期等を次のとおり定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全ての会員の積極的かつ公平な参加のために、原則として1児童につき1回、委員となるよう会員に求める。 2 <u>役員</u>の任期は、原則として1年（本部役員は2年以上）とする。ただし、<u>役員</u>の任期終了後においても、後任者が決定するまではその職を解かれぬ。 3 本部役員の経験者は各委員会の委員を辞退することができる。 4 <u>本部役員経験者かつ委員経験者のうち、本人の子どもの数を超えた年数を委員として在職した者は、地域選出委員を辞退することができる。</u> 5 委員長を担当した翌年は委員長を辞退することができる。 6 <u>前号までの定め以外に何ら特例は存在しない。</u> 	<p>第10条 <u>本部役員及び委員</u>の任期等を次のとおり定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全ての会員の積極的かつ公平な参加のために、原則として1児童につき1回、委員となるよう会員に求める。 2 <u>委員</u>の任期は、原則として1年（本部役員は2年以上）とする。ただし、<u>委員</u>の任期終了後においても、後任者が決定するまではその職を解かれぬ。 3 本部役員の経験者は各委員会の委員を辞退することができる。 4 <u>本部役員を2年経験した者は、本人の子どもの数に関係なく委員を辞退することができる。</u> 5 委員長を担当した翌年は委員長を辞退することができる。 6 <u>本部役員経験者かつ委員経験者のうち、本人の子どもの数を超えた年数を委員として在職した者は、地域選出委員を辞退することができる。</u>
<p>第11条 <u>役員</u>に欠員が生じた場合は、第9条に準じて選考し、委員総会において決定する。</p>	<p>第11条 <u>本部役員</u>に欠員が生じた場合は、第9条に準じて選考し、委員総会において決定する。</p>
<p>第七章 選考委員会</p> <p>第12条 選考委員会は、学校1名と第18条に規定する<u>各委員</u>から3名、合計4名で構成する。</p>	<p>第七章 選考委員会</p> <p>第12条 選考委員会は、学校1名と第18条に規定する<u>広報・保環給・安全委員会副委員長</u>3名、合計4名で構成する。</p>

<p>第九章 会合</p> <p>第15条 総会</p> <p>1 総会は、年1回定期的に開催する。会長は、必要に応じ臨時にこれを開くことができる。</p> <p>2 総会において検討する事項は、次の通りとする。 ○第9条第1項に定める<u>役員</u>の決定 ○規約の改正 ○会費額の決定 ○決算・予算の承認 ○その他必要と認める事項</p> <p>3 総会の成立は会員の5分の1以上の出席がある場合とする。</p> <p>4 総会の議決は、出席者の多数決とする。可否同数の場合は、議長がこれを決する。</p>	<p>第九章 会合</p> <p>第15条 総会</p> <p>1 総会は、年1回定期的に開催する。会長は、必要に応じ臨時にこれを開くことができる。</p> <p>2 総会において検討する事項は、次の通りとする。 ○第9条第1項に定める<u>本部役員</u>の決定 ○規約の改正 ○会費額の決定 ○決算・予算の承認 ○その他必要と認める事項</p> <p>3 総会の成立は会員の5分の1以上の出席がある場合とする。</p> <p>4 総会の議決は、出席者の多数決とする。可否同数の場合は、議長がこれを決する。</p> <p>5 <u>総会の議決は、必要に応じ書面にておこなう。</u></p>
<p>第17条 委員長会</p> <p>1 委員長会は、各専門委員会の正・副委員長、本部役員および校長・教頭をもって組織し、原則として<u>年5回</u>会長がこれを開催する。</p>	<p>第17条 委員長会</p> <p>1 委員長会は、各専門委員会の正・副委員長、本部役員および校長・教頭をもって組織し、原則として会長が<u>必要と認めた時</u>これを開催する。</p>
<p>第十章 専門委員会</p> <p>第19条 各専門委員会の任務は次の通りとする。</p> <p>1 学年委員会</p> <p>1) <u>ばるっ子まつり</u>運営（リーダー、副リーダー、会計。なお、委員長は副リーダーまたは会計とする。）</p> <p>2) 次年度の<u>役員</u>選出業務</p> <p>2 広報委員会</p> <p>1) PTA新聞「若くさ」の発行</p> <p>2) <u>Webベルマークのポイント管理</u></p> <p>3) その他本会の広報活動の企画運営</p> <p>3 保環給委員会</p> <p>1) 学校美化活動の企画運営</p> <p>2) 学校給食試食会の企画運営および給食エプロンの補修等</p> <p>4 安全委員会</p> <p>1) 登下校の交通安全指導の企画運営</p> <p>2) 通学路・校区内の危険個所の調査および周知活動の企画運営（110番の家の対応）</p> <p>○<u>通学路の点検、遊び場の指導及び改善を図る。</u></p>	<p>第十章 専門委員会</p> <p>第19条 各専門委員会の任務は次の通りとする。</p> <p>1 学年委員会</p> <p>1) <u>ばるっこデー</u>運営（リーダー、副リーダー、会計。なお、委員長は副リーダーまたは会計とする。）</p> <p>2) 次年度の<u>委員</u>選出業務</p> <p>2 広報委員会</p> <p>1) PTA新聞「若くさ」の発行</p> <p>2) その他本会の広報活動の企画運営</p> <p>3 保環給委員会</p> <p>1) 学校美化活動の企画運営</p> <p>2) 学校給食試食会の企画運営および給食エプロンの補修等</p> <p>4 安全委員会</p> <p>1) 登下校の交通安全指導の企画運営</p> <p>2) 通学路・校区内の危険個所の調査・<u>点検、遊び場の指導</u>および周知活動の企画運営（110番の家の対応）</p>

<p>第20条 委員長及び委員の選出は次の通りとする。</p> <p>2 各委員会の委員長は、委員の中から会長が委嘱する。 なお、前年度に委員長を担った会員は次年度の<u>役員</u>に選出された場合においても委員長を辞退することができる。</p>	<p>第20条 委員長及び委員の選出は次の通りとする。</p> <p>2 各委員会の委員長は、委員の中から会長が委嘱する。 なお、前年度に委員長を担った会員は次年度の<u>委員</u>に選出された場合においても委員長を辞退することができる。</p>
<p>第十一章 コミュニティ・スクール推進委員会 第21条 コミュニティ・スクール推進委員会を置く。</p>	<p>削除</p>
<p>第十二章 会計 第22条 収入の財源、援助と義務及び会計年度は、次の通りとする。 (略)</p> <p>5 活動費の支給基準および支給金額は次のとおりとする。ただしやむを得ず交代しなければならない場合は月割りで計算し、15日現在の委員に対し支払う。 (4月および8月は除く)。</p> <p>1) <u>本部役員</u></p> <p> i <u>会長および副会長</u> 1人5,000円</p> <p> ii <u>会計および書記</u> 1人3,000円</p> <p>2) <u>委員</u> 1人1,000円</p> <p>3) <u>選考委員</u> 1人1,000円</p>	<p>第十一章 会計 第21条 収入の財源、援助と義務及び会計年度は、次の通りとする。 (略)</p> <p>5 活動費の支給基準および支給金額は次のとおりとする。ただしやむを得ず交代しなければならない場合は月割りで計算し、15日現在の委員に対し支払う。 (4月および8月は除く)。</p> <p>1) <u>本部役員</u> 1人5,000円</p> <p>2) <u>委員</u></p> <p> i <u>委員長</u> 1人2,000円</p> <p> ii <u>ばるっこリーダー</u> 1人1,500円</p> <p> iii <u>上記に該当しない委員</u> 1人1,000円</p> <p>3) <u>選考委員</u> 1人1,000円</p> <p><u>○なお、活動費の受取りは辞退することが出来る。</u></p>
<p>第十三章 内規 第23条 本規定の他に、内規を設けることができる。内規は、委員総会で決める。</p>	<p>第十二章 内規 第22条 本規定の他に、内規を設けることができる。内規は、委員総会で決める。</p>
<p>附則 (略)</p> <p>21 令和2年3月6日よりその一部を改正する。</p>	<p>附則 (略)</p> <p>21 令和2年3月6日よりその一部を改正する。</p> <p>22 <u>令和6年3月5日よりその一部を改正する。</u></p>